

28文科生第277号
平成28年6月20日

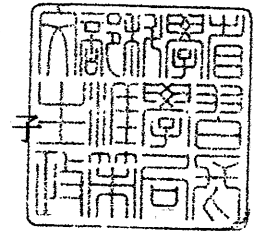
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
独立行政法人青少年教育振興機構理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各 国 公 立 大 学 長
各 公 立 短 期 大 学 長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長

殿



文部科学省生涯学習政策局長

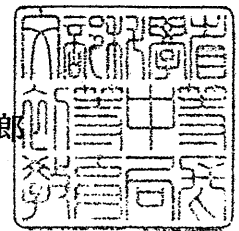
有 松 育 子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

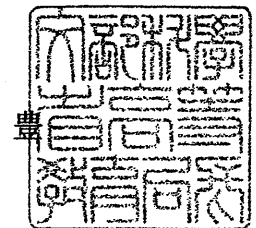
小 松 親 次 郎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常 盤 豊



(印影印刷)

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）が平成28年6月3日をもって公布されました。

改正法の制定の内容は記1及び別添1のとおりですので、貴職（国公私立大学長、

公私立短期大学長、国公立高等専門学校長を除く。以下同じ。)におかれては今回の改正法について十分了知されるとともに、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

貴職におかれては記2の事項について改めて確認いただくとともに、学校等における児童虐待防止対策に係る対応がより一層適切に行われるよう、御指導をお願いします。

また、国公立大学長・公私立短期大学長、国公立高等専門学校長におかれては、18歳以上の者に対する支援の継続等(記1(3))の事項について確認の上、適切な対応に努めていただくようお願いします。

なお、改正法のうち、平成28年10月1日及び平成29年4月1日施行の改正事項については、必要な政省令を今後制定し、その具体的な内容について別途通知する予定です。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。)等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校(私立専修学校及び私立各種学校を含む。)に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 改正法の内容について

(1) 学校等から児童相談所への情報提供(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)第13条の4関係)(平成28年10月1日施行)

これまで、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長(以下「児童相談所長等」という。)から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、教育委員会・公立学校を含む地方公共団体の機関のみが当該資料等を提供することができることとされていたところ、新たに国立・私立の学校等が当該資料等を提供することができることとされたところである。今回の改正により、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた(虐待防止法第13条の4)。これにより、学校を含むこれらの機関等は、原則として、刑法の秘密漏示罪の規定や個人情報保護法その他の守秘義務に関する法律の規定に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなるため、児童相談所長等から求めがあった際は適切に対応すること。

なお、専修学校、各種学校、民間教育施設及び青少年教育施設は「その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関」に含まれ、学校歯科医師、専修学校及び各種学校の教職員、民間教育施設の従業者及び青少年教育施設の従業者は「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供(児童福祉法(昭和22年法律第164号))

第21条の10の5第1項、同条第2項関係) (平成28年10月1日施行)

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童等(支援を要する妊婦、児童及びその保護者)と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校(専修学校及び各種学校を含む。)その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校(専修学校及び各種学校を含む。)の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、当該者の情報を市町村に情報提供するよう努めることとする。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない。

なお、歯科医師のうち学校歯科医師についても、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

- (3) 18歳以上の者に対する支援の継続(児童福祉法第33条第6項、同条第8項、同法第31条第4項及び同法第25条の2並びに虐待防止法第16条)、自立援助ホームの対象者の拡大(児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6及び第50条第7号の3)(平成29年4月1日施行)

児童福祉法においては、児童の範囲が18歳未満の者となっているところ、当該「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、今回の改正により、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとされた。

また、児童の自立を図る観点から、児童自立生活援助事業によって、児童養護施設等を退所した20歳未満の児童等であって就職や就学をするものに対して、共同生活を営むべき住居(以下「自立援助ホーム」という。)において日常生活上の援助や就業の支援等が行われているところ、自立援助ホームで生活している者のうち、就学している者については、就労している者とは異なり、一定程度の収入を得ることが難しく、20歳到達時に退所させると学業の継続に悪影響を及ぼすことが考えられる。このため、今回の改正により、20歳に達する前から入所している者のうち、大学等で修学中のものについては、大学を卒業する時点まで援助することが可能となるよう、22歳の年度末まで入所できることとされた。

大学等の教職員においては、学生等から相談を受ける場合等に、以上の点に留意すること。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

- (1) 児童虐待の早期発見(虐待防止法第5条第1項関係)

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第9条関係)

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと、また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

(3) 関係機関との連携の強化（虐待防止法第4条第1項、第5条第2項関係）

学校、教育委員会等においては、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。また、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(4) 学校等から児童相談所への情報提供（再掲）

① 定期的な情報提供について（虐待防止法第13条の4関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）（別添3）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（虐待防止法第6条第1項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

(5) 学校等間の情報共有について

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等間の適切な連

携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、平成27年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(27文科初第335号)(別添4)等を踏まえ、適切に対応すること。

(6) 児童虐待等に係る研修の実施について(虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係)

「児童虐待防止対策等について」(平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議)においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められている。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」(厚生労働省HPに掲載。)を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載。)の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載。)の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(添付資料)

- 別添1 平成28年6月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」
- 別添2 平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」
- 別添3 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成22年3月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(21文科初第775号)添付資料)
- 別添4 平成27年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

(担当)

生涯学習政策局男女共同参画学習課

家庭教育支援室家庭教育振興係

電話 03(5253)4111(内線2927)

FAX 03(6734)3719

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

高等教育局学生・留学生課 法規係

電話 03(5253)4111(内線3050)

FAX 03(6734)3391

e-mail gakushi@mext.go.jp